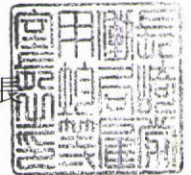


長崎労均発第4号

平成22年1月22日

関係各位

長崎労働局雇用均等室長



改正育児・介護休業法説明会の開催について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

雇用均等行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、我が国においては少子化が進行し、人口減少時代を迎えています。少子化の急速な進行は、労働力人口の減少、地域社会の活力低下など、社会経済に深刻な影響を与えます。一方で、子どもを生み育て、家庭生活を豊かに過ごしたいと願う人々は男女ともに多いにもかかわらず、こうした人々の希望が実現しにくい状況が見られます。

持続可能で安心できる社会を作るためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の「二者択一構造」を解消し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することが必要不可欠です。

このためには、すべての労働者を対象に長時間労働の抑制等仕事と生活の調和策を進めていくとともに、特に、子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者について仕事と家庭の両立支援を進めていくことが重要です。

こうした中、少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、今般、育児・介護休業法が改正され、平成22年6月30日（一部については平成22年4月1日）から施行されることとなりました。

これにより、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境を整備することが事業主に求められることとなります。

つきましては、別紙のとおり説明会を開催いたしますので、改正法及び説明会の周知広報に御協力を賜りますとともに、出席につきましても御配慮くださいますようお願い申し上げます。



改正育児・介護休業法のポイント



平成22年6月30日施行

1 (1) 子育て中の短時間勤務制度、(2) 所定外労働(残業)の免除の義務化

現行:

3歳までの子について、短時間勤務制度・所定外労働(残業)免除制度などから1つ選択して制度を設けることが事業主の義務



改正後:

- ① 3歳までの子について、希望すれば利用できる**短時間勤務制度(1日6時間)**を設けることが**事業主の義務**
- ② 3歳までの子について、労働者は、**請求すれば所定外労働(残業)が免除**される。

① 「日々雇用者」及び「1日の所定労働時間が6時間以下の労働者」は法により対象から除外可能ですが、「勤続1年未満の労働者」「1週間の所定労働日数が2日以下の労働者」「業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者(この場合、別途代替措置を講ずる必要あり)」も労使協定を締結することにより対象から除外することができます。

※ ①、②いずれもその利用は労働者の選択によるものであり、事業主が強制するもの(義務)ではありません。

2 子の看護休暇制度の拡充

現行:

病気・けがをした小学校就学前の子の看護のための休暇を労働者1人あたり年5日取得可能



改正後:

申出時点における小学校就学前の子が**1人であれば労働者1人あたり年5日、2人以上であれば労働者1人あたり年10日取得可能。**

※ 改正前の制度では、「負傷し、又は疾病にかかったその子の世話」のための休暇とされていましたが、今回の改正により、子が負傷し、疾病にかかっていない場合であっても、疾病の予防を図るために必要なものとして、子に予防接種(インフルエンザ予防接種等「予防接種法」に定める定期の予防接種以外も含む)又は健康診断を受けさせることが取得事由として追加されます。

3 父親の育児休業の取得促進 (1) パパ・ママ育休プラス(※)

※ 父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長

現行:

父も母も、子が1歳に達するまでの1年間育児休業を取得可能



改正後:

母(父)だけでなく父(母)も育児休業を取得する場合、休業可能期間が子が1歳2か月に達するまで(2か月分は父(母)のプラス分)に延長。この場合の休業期間の上限は、父は1年間、母は出産日当日及び産後休業期間と合わせて1年間。

※ パパ・ママ育休プラスにより育児休業可能期間が1歳2か月まで延長された場合の、1歳6か月までの休業申出については、子の1歳到達日後である本人又は配偶者の育児休業終了予定日の翌日を休業開始予定日としなければなりません。

3 父親の育児休業の取得促進（2）出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進

現行：

育児休業を取得した場合、配偶者の死亡等の特別な事情がない限り、再度の取得は不可能。



改正後：

配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度の取得が可能。

※ 厚生労働省令で定める「特別な事情」に①休業申出に係る子が要介護状態になった場合、及び②保育所に申込を行っているが、当面その実施が行われない場合、が追加されます。

3 父親の育児休業の取得促進（3）労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止

労使協定を定めることにより、配偶者が専業主婦（夫）や育児休業中である場合等の労働者からの育児休業申出を拒める制度を廃止し、**専業主婦（夫）家庭の夫（妻）**であっても、**育児休業を取得できるようになります。**

また、育児休業のみならず、時間外労働の制限制度や勤務時間短縮等の措置も同様に、専業主婦（夫）除外規定が廃止となります。

4 介護休暇の新設

労働者が申し出ることにより、**要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日**、介護休暇を取得できるようになります。

また、介護休暇の対象となる世話の範囲については、直接介護のみならず、対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族の必要な世話も含まれます。

5 法の実効性の確保

（1）苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設

育児休業の取得等に伴う労使間の紛争等について、①**長崎労働局長による紛争解決の援助**及び②**調停委員による調停制度**が利用できます。

（2）勸告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料の創設

法違反に対する**勸告に従わない企業名の公表制度**や、**虚偽の報告等をした企業に対する過料の制度**が創設されました。

◎その他省令・指針の改正も併せて行われております。

※ 常時100人以下の労働者を雇用する企業については、1(1)(2)及び4については、平成24年6月30日施行予定

※ 5(1)①及び5(2)については、平成21年9月30日施行

※ 5(1)②については、平成22年4月1日施行



改正育児・介護休業法説明会 のご案内

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が改正されます！

この改正により、

- ① 子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働（残業）の免除が義務化されます。
- ② 子の看護休暇制度が拡充されます。
- ③ 父親の育児休業の取得を促進するために・・・
 - ・ パパ・ママ育休プラス（父母ともに育児休業を取得する場合、1歳2ヶ月まで取得可能）
 - ・ 出産後8週間以内の期間内に父親が育児休業を取得した場合、特別な事情がなくても再度の取得が可能。
 - ・ 労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止
- ④ 介護休暇の新設
- ⑤ 法の実効性の確保（苦情処理・紛争解決援助及び調停の仕組みの創設、企業名公表制度や過料の創設）

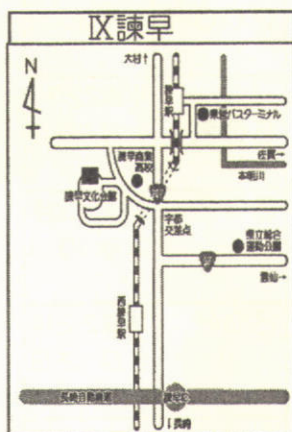
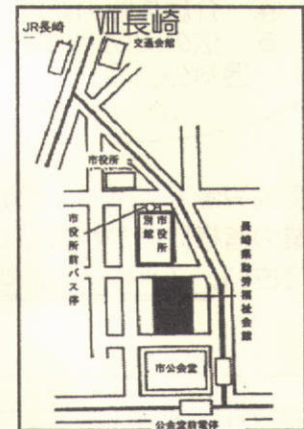
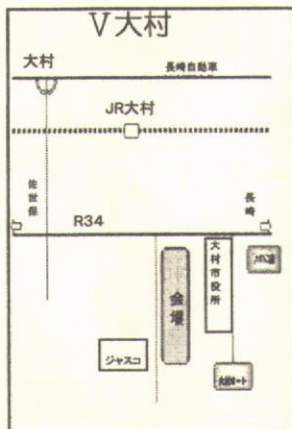
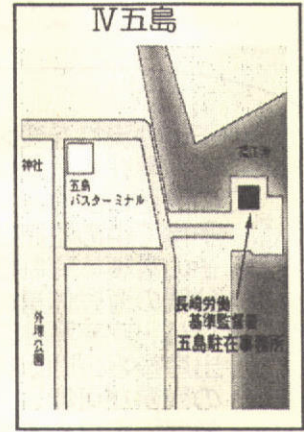
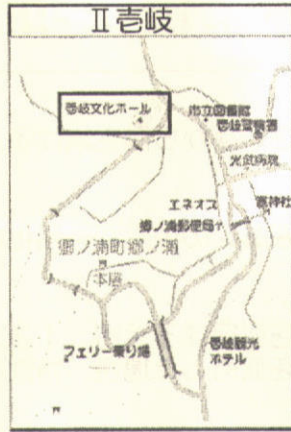
（※ ⑤のうち、調停制度は平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日施行）

長崎労働局では、下記のとおり県内各地において説明会を開催します。
企業の皆様におかれましては、今後の雇用管理の改善を進めるため、ぜひご参加ください。（*申込方法等は、裏面をご確認ください。参加費は無料です。）



日 時	会 場	定 員	申込期限
平成22年2月4日（木） 13時30分～16時00分 *対馬労働基準監督署等主催の労務管理講習会等の席上で説明予定。	対馬交流センター（ティアラ）・3階会議室 対馬市厳原町今屋敷661-3	200名	平成22年 1月30日
平成22年2月5日（金） 13時30分～16時00分 *対馬労働基準監督署等主催の労務管理講習会等の席上で説明予定。	壱岐文化ホール・会議室 壱岐市郷ノ浦町本村舩445	50名	平成22年 1月30日
平成22年2月17日（水） 13時30分～15時30分	江迎町文化会館・コミュニティホール 北松浦郡江迎町田ノ元免265-1 TEL：0956-73-7000	50名	平成22年 2月10日
平成22年2月19日（金） 13時30分～15時30分	長崎労働基準監督署福江駐在事務所内会議室 五島市東浜町2-1-1 TEL：0959-72-2951	30名	平成22年 2月12日
平成22年2月23日（火） 13時30分～15時30分	大村市コミュニティセンター・大会議室 大村市幸町25-33 TEL：0957-54-3161	100名	平成22年 2月16日
平成22年2月25日（木） 13時30分～15時30分	南本町公民館 雲仙市小浜町南本町7-13 TEL：0957-74-5501（雲仙市教育委員会）	50名	平成22年 2月18日
平成22年2月26日（金） 13時30分～15時30分	島原文化会館・小ホールA 島原市城内1-1177-2 TEL：0957-62-2111	50名	平成22年 2月19日
平成22年3月5日（金） 13時30分～15時30分	長崎県勤労福祉会館・講堂 長崎市桜町9-6 TEL：095-821-1456	250名	平成22年 2月26日
平成22年3月9日（火） 13時30分～15時30分	諫早文化会館・展示室2・3 諫早市宇都町9-2 TEL：0957-25-1500	70名	平成22年 3月2日
平成22年3月11日（木） 13時30分～15時30分	アルカスSASEBO・大会議室A 佐世保市三浦町2-3 TEL：0956-42-1111	120名	平成22年 3月4日

<会場案内図>



<参加申込書> 希望する会場に○をつけてください。

I 対馬 2月4日	II 杵岐 2月5日	III 江迎 2月17日	IV 五島 2月19日	V 大村 2月23日	VI 雲仙 2月25日	VII 島原 2月26日	VIII 長崎 3月5日	IX 諫早 3月9日	X 佐世保 3月11日
事業場名									
(TEL: - -)									
参加希望者 役職・氏名									

<申込先>

長崎労働局雇用均等室 (FAX: 095-801-0051)